

# 【学生の学業継続支援のための特別措置(給付金)】

## 提出書類チェックリスト

提出日 2021年 11月 日

学部		学科	年
学 籍 番 号		氏 名	
		(フリガナ: )	

↓ 以下について、該当する箇所を塗りつぶしてください。(○→●)

### ◆学生課奨学係の電話番号登録について

<input type="radio"/>	学生課奨学係の4つの電話番号(下記①~④)を携帯電話に全て登録した。登録日( 月 日 ) ①048-946-1671 ②048-946-1784 ③048-946-1668 ④048-948-7382
-----------------------	---

### ◆生計維持者について

<input type="radio"/>	裏面「生計維持者について」を確認し、申請書に正しく記載した。
-----------------------	--------------------------------

### ◆提出書類

必要書類				大学☑欄
<input type="radio"/>		全 員	提出書類チェックリスト(本用紙)	
<input type="radio"/>	1	全 員	2021年度 学生の学業継続支援のための特別措置(給付金)申請書 注)裏面も記入すること	
<input type="radio"/>	2	全 員	生計維持者(父および母、ひとり親の場合はいずれか)の、「2019年」および「2020年」の所得が記載されている所得証明書または課税・非課税証明書※(欄外参照)	
<input type="radio"/>	3	全 員	振込依頼書	
出願資格⑦について必ず1つ選択	<input type="radio"/>	アを選択	公的支援の受給証明書(コピー可)	
	<input type="radio"/>	イを選択	・給与所得者: 2021年給与所得見込証明書(または2021年1~10月の給与・賞与明細書) ・給与所得者以外:帳簿等のコピー	
	<input type="radio"/>	ウを選択	・給与所得者: 2021年給与所得見込証明書(または2021年1~10月の給与・賞与明細書) ・給与所得者以外:帳簿等のコピー	
	<input type="radio"/>	エを選択	不要	
	<input type="radio"/>	8	外国籍の人	在留資格および在留期間が明記されている証明書(コピー) 注)在留期間は期限切れになっていないこと

※無収入のため税の申告を行っていないことにより「非課税証明書」を取得できない場合は、早急に「市民税・県民税(区民税・都民税)」申告書を提出し、非課税証明書(2019年1~12月、または2020年1~12月の無収入を証明するもの)を取得してください。  
非課税証明書の「所得割」が0円と記載されているもの以外(空白やアスタリスク)は証明書にはなりません。

受付日 / 担当者( )

## 生計維持者について

生計維持者とは、あなたの学費や生活費を負担する人を指し、原則父母（2名）とします。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、生計維持者は1名とします。

### (1) 生計維持者を父又は母のいずれか（1名）とする主なケース

#### ①父又は母と死別している場合

ただし、父又は母が再婚（事実婚を含む）し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です。

#### ②父母の離婚により、あなたが父又は母と別生計となっている場合

ただし、以下の場合は、生計維持者は2名となります。

- ・あなたが未成年かつ父母が離婚した場合で、例えば、親権者ではない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、生計維持者は親権者を含めた父母（2名）です。
- ・離婚した父又は母が再婚（事実婚含む）し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です。

#### ③父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患のため、意思疎通ができない場合

### (2) 生計維持者を父母以外（1名）とする主なケース

#### ①父と死別し、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合

2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1名）となります。

#### ②父母が、生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的に支援を受けている場合

#### ③あなたが結婚しており、父母ではなくあなたの配偶者の扶養に入っている場合

### (3) あなた自身を生計維持者（1名）とする主なケース

#### ①社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所して（又は養育されて）いた場合

#### ②父母と死別し（又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず）、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合

#### ③あなたが結婚しており、あなた自身の配偶者を扶養している場合

**【注意】**・生計維持者が1名（独立生計者を含む）であることについて、その事実関係が確認できる証明書を求める場合があります。

- ・社会的養護を必要とする人の場合には、そのことを証明する書類を提出してください。